

年金担保融資利用者の生活実態

— 低年金受給者を中心にして —

○ (独) 福祉医療機構 西村 淳 (008654)

塚田 典子 (日本大学・004100)、真屋 尚生 (日本大学・008740)

[キーワード] 年金担保融資、生活実態、高齢者

1. 研究目的

独立行政法人福祉医療機構が行っている年金担保融資制度は、法律により唯一年金を担保に融資を行うことが認められている事業であり、約 16 万件、1,150 億円が融資されている (平成 25 年度)。医療・介護・住宅改修等のために年金受給者が利用し、年金受給年額を上限に融資を受け、隔月支給される年金から返済していくのが、年金担保融資制度である。利用者の平均年金月額、男性で 112,084 円、女性で 72,218 円と、全体平均¹よりも低く、10 万円未満が約 6 割を占めている (平成 24 年度福祉医療機構貸付実績)。

本研究は、公益財団法人年金融資福祉サービス協会が 2013 年に実施した「年金担保融資利用者に関する基礎調査」のデータ分析を通じて、年金担保融資制度利用者の家計状況、資金の利用目的、返済中の生活状況など、高齢者を中心とした利用者の生活実態を明らかにすることを目的としたものである²。

2. 研究の視点および方法

(1) 研究の視点

年金担保融資制度利用者 (以下「利用者」) の、①家計状況、②借り入れた資金の実際の用途、③返済中の生活状況、および④約 7 割がリピーター (複数回利用者) であることなどに着目して、中でも低年金受給者の基本的な生活ニーズを含む生活実態を明らかにすることに努めた。

(2) 研究の方法

本研究が依拠した上記の「年金担保融資利用者に関する基礎調査」では、年金担保融資に関わる信用保証制度利用者 169,616 人を新規利用者及びリピーターに 2 区分して、調査対象者 5,000 人を抽出し、年金融資福祉サービス協会から調査票を郵送し、利用者は無記名で記入後返信してもらった。有効回答は 1,342 人 (26.8%) であった³。

3. 倫理的配慮

上記調査では、得られた情報を調査の目的以外に使用しないこと、回答により不利益が生じない旨明記した文書を、調査票に添付した。また本研究のデータの集計や分析・研究成果の発表に際しては、日本社会福祉学会研究倫理指針に従い、個人が特定されないよう

¹ 「平成 23 年年金制度基礎調査 (老齢年金受給者実態調査)」による老齢年金の平均年金受給月額は、男性 149,000 円、女性 78,583 円である。

² 本研究では、報告者が参加した (公財) 年金融資福祉サービス協会の平成 25 年度調査研究事業「高齢者の生活保障と金融・年金・福祉」の成果の一部を協会の了承のもとに利用した。

³ 本研究に関わる資料の整理・分析の過程で、藤田東克夫氏 (年金融資福祉サービス協会)、宮部未映氏、手塚雄祐氏 (福祉医療機構) ほかからの多大な協力を得た。記して感謝します。

に十分配慮した。

4. 研究結果

利用者の家計状況を見ると、年金支給額から返済額が差し引かれて振り込まれる額は月平均 68,908 円で、7.5 万円未満が 61.1%である。利用者の月額総収入額の平均は 151,572 円で、10 万円未満が 31.3%を占め、公的年金以外の収入がない者の割合は 45.5%と高齢者一般 (56.7%)⁴よりも少ない。また、利用者のうち年金担保融資借入前に年金だけでは生活費が足りなかったとする割合は 54.0%を占めている⁵。年金担保融資以外の借入がある利用者の割合は 46.0%で⁶、借入時期が年金受給前からである割合は 63.1%、借入先 (複数回答) は銀行等の金融機関が 50.9%、信販会社が 40.3%で、貸付残高は 100 万円未満が約 7 割である。

さらに、初回借入金の資金使途 (複数回答) は、生活資金が 55.4%、住宅改修等が 20.1%、債務等の一括整理が 15.3%で、とくに年金以外の収入のない者が生活資金として利用している割合が高い。返済期間中生活費が不足する利用者の割合は 66.6%に及び、とくにリピーターや収入が年金のみの者の生活費が不足している。利用者の 7 割はリピーターであるが、その理由 (複数回答) としては「臨時の出費が重なった 31.2%」「年金収入だけでは生活費をまかなえない 29.6%」「負債の返済が滞った 19.2%」の順となっている。

5. 考察

年金担保融資利用者には高齢者一般に比べ、低年金受給者が多く、生活費の不足を就労収入により補っている。また、年金受給前から、生活費の不足を借金により補填していた利用者が多く、年金受給後も生活費の不足を借入金で補っている。資金使途も、制度の趣旨が一時的な出費への対応であるのに対し、多くは日常的な生活資金に充てられており、こうした生活実態が年金担保融資を継続して利用する要因ともなっている。返済期間中の暮らし向きも、7 割近くの利用者の生活費が不足しており、年金以外の収入がない利用者の継続利用率が高くなっている。

以上を踏まえると、年金以外に収入がない、あっても少額の低年金受給者の生活を支えていくためには、低年金受給者の基本的な生活ニーズに対応するための施策が欠かせない。こうしたこともあり、年金担保融資制度の廃止を決めた 2010 年 12 月の閣議決定においても、「十分な代替措置」が必要との見解が示されている。年金担保融資に代替しうる既存制度としては、最終的なセイフティ・ネットとしての生活保護と社会福祉協議会による生活福祉資金貸付等があるが、年金担保融資は、利用者自身またはその家族による過去における保険料負担と一体化した、いわば社会保障と自助努力を結びつけた制度である。代替措置を講じ、制度を廃止するに際しては、年金担保融資制度、ひいては社会保障制度そのものの今日的な意義と役割についてのより踏み込んだ総合福祉政策の視点からの検討が必要である。

⁴ 「平成 23 年国民生活基礎調査」では、公的年金受給高齢者世帯のうち年金収入のみの世帯は 56.7%。

⁵ 「平成 23 年高齢者の経済生活に関する意識調査」では、「暮らし向きに心配がない」が 71.0%。

⁶ 「平成 22 年国民生活基礎調査」では、高齢者世帯において借入金のある割合は 8.9%。